2022 年 第 8 号

News Letter

天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目 次

- 天達共和及び知財部ニュース----------2
  - 張嵩弁護士・弁理士、薛倫弁護士・弁理士が IAM Patent1000 に選ばれました
  - 張嵩弁護士が国家海外知的財産権紛争対応指導センター及び山東省知的財産権公共サービスプラットフォームの法律指導専門家に任命されました
  - 天達共和は 2022 CLP 年度大賞の国際貿易分野で傑出法律事務所にノミネートされました
- 最新の知財動向----------4
  - 国家知識産権局が「『商標権侵害判断基準』の理解と適用」を公表
  - 国家知識産権局が初めての重大な専利権侵害紛争行政裁決事件を結審
  - 最高人民法院が「全国統一大市場の建設加速のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見」を公表
- 典型的な Case Study----------7
  - 滴滴公司に対し 80.26 億元の罰金支払い命令
  - 賠償請求 1.3 億元！中創新航との専利権侵害紛争、寧徳時代が再提訴
- トピックス----------9
  - 実務上の探求–商標共存の可能性と動向

張嵩パートナー弁護士・弁理士、薛侖パートナー弁護士・弁理士が IAM Patent1000 に選ばれました

世界的に著名な知的財産メディアである『IAM』（Intellectual Assets Management）が毎年優秀な事務所及び個人を表彰する 2022 年「Patent 1000」に、パートナーである張嵩弁護士・弁理士及び薛侖弁護士・弁理士が選ばれました。

IAM Patent 1000 は専門知識レベル、市場への影響、業務の難度、業界関係者からのフィードバックといった要素に基づいて選出されるものです。中国における知的財産の確保は最重要課題の一つであり、本受賞は多くのお客様にとって、大切な「道標」になるものと思います。

弊所の知的財産部は今後も、中国における専利権取得、専利権紛争解決をはじめとする知的財産の問題に真摯に取り組み、引続きお客様から多くのご信頼をいただけるよう、最大限努力して参ります。

張嵩パートナー
弁護士・弁理士

薛侖パートナー
弁護士・弁理士

張嵩弁護士/弁理士が国家海外知的財産権紛争対応指導センター及び山東省知的財産権公共サービスプラットフォームの法律指導専門家に任命されました

張嵩弁護士/弁理士は中国国家海外知的財産権紛争対応指導センターから海外知的財産権紛争対応指導の専門家を任命されました。国家海外知的財産権紛争対応指導センターは中国国家知的財産権局知的財産権保護司の指導の下、海外の知的財産権紛争情報収集・発表ルートを構築する等を目的に設立されました。張嵩弁護士は同センターの依頼を受け、海外市場に参入する企業の潜在的な法的リスク等について、法律指導を行っています。

また、張嵩弁護士は山東省知的財産権公共サービスプラットフォームの法律指導専門家にも任命されました。山東省知的財産権公共サービスプラットフォームは山東省における知的財産保護、専利出願提出、技術・革新支援等を一体化し、高効率で規範化された公共サービスプラットフォームを構築しています。張嵩弁護士は知的財産権に関する法律教育、司法鑑定、技術取引の審査と評価などにおいて同プラットフォームと多くの協力を展開しています。

天達共和は 2022 CLP 年度大賞の国際貿易分野で傑出法律事務所にノミネートされました

American Lawyer Media（ALM）傘下の有名法律メディア「中国法律ビジネス」（China Law & Practice）が主催した第 16 回「中国法律ビジネス大賞」（China Law & Practice Awards）のショートリストが発表され、天達共和法律事務所は市場での優れた実績により、国際貿易（中国事務所）分野で傑出法律事務所にノミネートされました。

最新の知財動向

国家知識産権局が「『商標権侵害判断基準』の理解と適用」を公表

2022 年 6 月 15 日、国家知識産権局は「商標権侵害判断基準」（以下「基準」という）を公表した。また、商標に関する法執行の指導を深く推し進め、「基準」の宣伝・解読をより一層行い、法執行者が条文の意味を正確に理解し、実施過程における各地の適用問題にタイムリーな解答を支援するため、国家知的財産権局は「『商標権侵害判断基準』の理解と適用」を制定し、2022 年 7 月 28 日から国家知的財産権局の WeChat 公式アカウントで 9 回に分けて公表した。

該「『商標権侵害判断基準』の理解と適用」は「基準」の正式な解釈であり、参考価値の高い文書となっている。

国家知的財産権局は初めての重大な専利権侵害紛争行政裁決事件を結審

2021 年 6 月 1 日から改正専利法が施行されたことに伴い、国家知的財産権局には専利権者または利害関係者の請求に応じて全国で重大な影響のある専利権侵害紛争を処理する権利が与えられた。最近になって、国家知的財産権局は初となる 2 件の重大な専利権侵害紛争行政裁決事件を結審し、その中で、被請求人がドイツ系企業のベーリンガーインゲルハイム社が所有する ZL 2015102999950.X 発明専利権を侵害したかどうかについて、裁決を下した。

初めての事件は重大な専利権侵害紛争事件の受理条件、複数の省（区、市）での被請求人のネットにおける医薬品公示行為が販売の申出に該当するかどうか、専利法に規定された侵害例外状況に該当するかどうかなどの争点をめぐって審理が行われ、法定期限内に裁決が下された。

最高人民法院が「全国統一大市場の建設加速のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見」を公表

「意見」における知的財産権に関する内容は主に下記の通りである。

統一された技術・データ市場の構築を支持する。科学技術成果の所有権、使用権、処分権、収益権の司法保護を強化し、科学技術成果の権利帰属認定、権利譲渡、質権の設定、価値認定と利益分配などによって生じた紛争を適切に処理し、法に基づいて科学技術革新成果の市場化応用を支持する。法に基づいて、データの制御、処理、収益などに関するデータ権利者の合法的権益、並びに、データ要素市場主体が合法的に収集したデータ及び自ら生成したデータを基に開発したデータ製品の財産的権益を保護し、データ取引、データ市場における不正競争などによって発生した各種事件を適切に審理し、データ駆動、業界の枠を越えた融合、共創共有、公平な競争のデータ要素市場を育成するために司法保障を提供する。データ財産権の属性、形態、権属、公共データ共有メカニズムなどの法律問題の研究を強化し、データ財産権の司法保護規則の整備を加速させる。

知的財産権の司法保護を強化する。知的財産権の司法保護を強化し、科学技術革新と新興産業の発展を保障するため、サービスを提供し、革新駆動、高品質供給で新しいニーズを導き、生み出す。重点分野、新興産業の重要な核心技術と革新型中小企業のオリジナルなイノベーションに対する司法保護を引き続き強化する。知的財産権侵害の懲罰的賠償、行為保全などの制度を厳格に実行し、知的財産権侵害行為を効果的に抑制する。知的財産権事件の裁判規律に合致する訴訟規範の整備を推進し、知的財産権裁判所が区域の枠を越えて管轄する制度を健全化し、知的財産権の訴訟と仲裁・調停の連携メカニズムを円滑にし、知的財産権の行政法執行と司法の連携メカニズムを健全化する。

法に基づいて独占と不正競争行為を取り締まる。司法による独占禁止と不正競争防止を強化し、法に基づいて独占協定、市場支配的地位を濫用するなどの独占行為を制止し、商業秘密の侵害、商標の悪意冒認出願、ブランドに便乗し模倣するなどの不正競争行為を厳しく取り締まり、科学技術革新、情報安全、民生保障などの重点分野における不正競争事件の審理を強化する。プラットフォーム企業の独占に対する司法規制を強化し、データ、アルゴリズム、技術手段

などを利用して競争を排除、制限する行為を適時に差止め、法に基づいて強制的な「二者択一」、ビッグデータによる常連客いじめ、低価格ダンピング、抱き合わせ販売などの公平な競争を破壊し、市場秩序をかく乱する行為を厳罰し、プラットフォーム独占と資本の無秩序な拡張を防止する。法に基づいて、セルフメディア運営者が世論の影響力を借りて企業を恐喝する行為、および悪意を持って業者の商業信用、商品の名声を誹謗するなどの不正競争行為を厳しく取り締まる。競争事件の裁判規則を整備し、独占禁止民事訴訟の司法解釈を速やかに公表する。

典型的な Case Study

滴滴に 80.26 億元の罰金支払い命令

インターネットセキュリティ審査の結論と発見された問題等に基づいて、国家インターネット情報弁公室は、法に基づいて中国最大の配車アプリ提供企業である滴滴グローバルによる違法の疑いのある行為について立件し、調査を行った。該調査により、滴滴グローバルの「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」「個人情報保護法」に関する法律・規則に違反する行為は事実が明確であり、証拠が確実であり、情状が深刻で、かつ、性質がきわめて劣悪であると判断された。

7 月 21 日、国家インターネット情報弁公室は「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」「個人情報保護法」「行政処罰法」などに基づいて、滴滴グローバルに対して人民元 80.26 億元の罰金を科し、滴滴グローバルの程維董事長・CEO、柳青総裁に人民元 100 万元の罰金を科した。

該調査によれば、滴滴は 8 つの方面で 16 件の違法事実があった。また、サイバーセキュリティ審査では、滴滴には国家の安全に深刻な影響を与えるデータ処理活動が存在していることや、監督管理部門の明確な要求を履行していないこと、陽奉陰違（表では服従するが、裏では従わない行為）、悪意で監督管理を回避するなどのその他の法令違反行為が存在していることが明らかになった。滴滴の運営は法律・規則に違反し、国家の重要な情報インフラの安全とデータの安全に深刻な安全リスクをもたらすと判断された。但し、国家の安全にかかわることを理由に、詳細については公開されていない。

出所：央視財経

賠償請求 1.3 億元！中創新航との専利権侵害紛争、寧徳時代が再提訴

8 月 1 日、中創新航の新たな専利権侵害に対して、寧徳時代は再び提訴し、1 億 3000 万元の賠償額を請求し、福建省高級人民法院はすでにこの事件を受理したようである。また、寧徳時代も裁判所へ中創新航の不正競争についても提訴した。寧徳時代は上記のニュースが事実であると確認した。

寧徳時代は 2021 年 7 月から 9 月までの間に、中創新航に対して、正極シート及び電池、防爆装置、集電部材及び電池、リチウムイオン電池、動力電池のトップカバー構造及び動力電池に関する専利権侵害訴訟を 5 件提起した。2022 年 5 月、寧徳時代は賠償金額を 5 億 1800 万元に引き上げた。

2 つの事件の合計賠償額はすでに 6 億 4800 万元に達し、中創新航の 2021 年の純利益の 1 億 1200 万元の 6 倍近くに相当する。また、寧徳時代は関連専利権侵害行為を直ちに中止するよう裁判所に請求している。

寧徳時代は係争専利が発明と実用新案に関連しており、被疑侵害電池はすでに数万台の車に搭載されていると表明した。

中創新航は権利侵害を否定し、起訴状を受け取った後、国家知的財産権局に専利無効審判請求を提出した。国家知的財産権局の公式サイトによると、5 つの係争専利のうち、1 つは審査を経て専利権が維持され、1 つは審査を経て一部有効となり、残りの 3 つの請求は、中創新航に取り下げされた後、再提出された。

注意すべき点として、中創新航は香港で株式上場する前のロードショー期間にあるため、専利権侵害事件は上場プロセスに直接影響を及ぼす可能性がある。

事件の進捗について、中創新航は 7 月 27 日に声明を発表し、司法と行政部門はいずれも裁決を下しておらず、関連事件は依然として審理段階にあると述べた。一方、寧徳時代は、これまで中創新航が国知局に提出した訴訟に関する係争専利の無効審判はいずれも失敗し、権利侵害事件はすでに実体裁判段階に入っており、新たな専利無効審判は裁判所の審理プロセスに影響を及ぼさないと述べた。

出所：証券時報

実務上の探求−商標共存の可能性と動向

歴史的、地域的な様々な理由により、善意の商標が共存することは避けられない。すなわち、2 つの異なる主体が商品や役務に同一・類似する商標を使用するが、それぞれの商業活動を必ずしも妨げるとは限らない。例えば、日本では、商標を譲渡する際、同一・類似商標の一括譲渡を要求しないため、商標共存を実現するために、他人の名義で商標を出願し、商標登録が成功した後、譲渡を通じて商標権を獲得する方法があり、これは「assign back」制度と呼ばれる。ただし、上記 2 社の日本企業は中国市場に参入する際、2 つの商標が類似するので、後願商標が登録できないという問題に直面する。中国では、先行商標の権利者が国知局に商標共存協議を提供することにより、後願商標の登録を獲得し、商標の共存を実現するのが一般的である。

実務において、商標共存協議の採用基準について、中国では明確な規定がないため、審査基準の変化に伴い、様々な問題が発生する可能性がある。本稿では実務の視点から、現在、商標共存協議の可能性と動向を簡単に紹介する。

（一）商標共存協議に対する国知局の審査の現状

実務において、類似商標の出願・審査において、当事者が提出した共存協議が認可されるべきかどうかについては、主に以下の 2 つの観点がある。一つ目の観点は、商標権は私権属性を持っており、先行権利者が発行した商標共存協議は自分の権利に対する処分を体現するので、尊重され、考慮に入れるべきであるというもので、もう一つの観点は、「商標法」第 30 条では、登録出願に係る商標が、他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似してはならないことを規定しており、これは、混同防止、消費者保護などの商標法の公共利益保護の趣旨を体現しているというものである。よって、商標共存協議の採用について、私権処分の尊重と消費者保護をどのようにバランスさせるかについて、国知局は大きな裁量権を持っており、それによって裁定された個別事件の判決結果は実務において広く注目されている。

2021 年 9 月頃から、国知局は商標共存協議に対して厳格な審査措置をとり始め、商標共存協議を提出しても、ほとんどの商標出願が拒絶されるようになった。統計によると、2021 年 7 月から 9 月まで、商標共存協議が認定された件数は明らかに減少する傾向があり、特に 2021 年 9 月、国知局審査段階で、商標共存協議を提出した 222 件商標出願のうち、共存協議が認定され、登録を獲得したのはわずか 3 件だった。また、2022 年の 4 月から 6 月 10 日まで、共存協議が認可された件数は 2 件しかなかった。

そのうち、国知局が消費者の混同を招きやすいと判断して商標共存協議を認定しなかった事件では、出願商標と引用商標の所有者が全く関わっていない事件のほか、出願商標と引用商標の所有者が関わっており、又は、引用商標は出願商標の出願人が他人と共同で登録された事件もあり、それらはいずれも混同を招きやすいと認定されて出願が拒絶された。

注意すべき点として、国知局が商標共存協議の審査基準を変更したことから、出願人が他社に商標共存協議を発行したことで他社の類似商標を登録させたが、現在、出願人自身が上記商標に類似した商標を登録しようとする際、当該他社が共存協議を通じて登録した類似商標が本新規出願商標の引用商標となり、出願人自身の新規出願商標が拒絶されたケースもある。

（二）拒絶査定不服審判行政訴訟段階における商標共存協議の審査の現状

商標拒絶査定不服審判行政訴訟段階において、共存協議を採用するか否かを判断するために、裁判所は、商標の類似程度、共存協議そのものが形式的要件を満たしているかどうかなどについて審査を行うが、国知局よりも商標共存協議に対する審査はより詳細に行われている。現在、裁判所の審査基準は、従来と一致している。統計によると、2021 年に商標共存協議に関する商標拒絶査定不服審判行政訴訟事件は 85 件あり、そのうち、50 件において商標共存協議が採用されており、特に 2021 年 9 月に、商標共存協議に関する 10 件のすべてにおいて、出願商標と引用商標が類似しないと認定された。このことからわかるように、行政訴訟段階では商標共存協議が採用される可能性が高い。

当然ながら、行政訴訟において商標共存協議が採用されていない事例もあり、その原因は主に以下の 2 つである。一、2 つの商標は酷似しており、共存協議は関連公衆の混同を解消するのに不十分である。二、商標共存協議は形式的要件を満たしていない。

商標共存協議を提出した後、裁判所の商標類否審理基準について、2010 年 4 月 22 日に公表された「商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件の審理における若干問題に関する意見」第 1 条では、「……まだ使用に大量投入していない係争商標に対して、商標の類似と商品の類似など権利付与・権利確定の条件に対する審査判断及び、先行商業標識との衝突についての処理にあたって、法に従って商標の権利付与・権利確定の基準を適宜厳しく把握し、……使用期間が比較的長く、すでに高い市場名声があり、関連 公衆集団を形成している係争商標については、商標法における先行商業標識の権益の保護と市場秩序の維持との相互調和という立法の精神を正確に把握し、客観上関連公衆がすでに関連商業標識を区別できている市場の実際を十分に尊重し、すでに形成された安定した市場の秩序の維持を重視する」と規定している。上記のことからわかるように、商標拒絶査定不服審判行政訴訟において、出願商標と引用商標の類否に関する裁判所の認定基準は、関連商標の使用状態によって異なる。まだ使用されていない商標については、厳格な類似判断基準を採用する傾向があるが、使用されている商標については、「最低限の区別性」のみを満たせばよい。

天達共和律師事務所　　張嵩　孫暁文

お問い合わせ

天達共和法律事務所
http://jp.east-concord.com/
E-mail：ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大厦1座 20 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900
Fax: (86-21) 5191 7909
郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路3088号
中洲大厦22階
Tel: (86-755) 2633 8900
Fax: (86-755) 2633 8939
郵便番号: 518048

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
国金センターオフィスビル一期 36 階
Tel: (86-25)8317 8000
Fax: (86-25)8317 8111
郵便番号:210019

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター28-29 階
Tel: (86-27) 8730 6528
Fax: (86-27) 8730 6527
郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市上城区劇院路
358-369 号宏程国際大厦 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大厦 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階
Tel: (86-29) 8572 7895
Fax: (86-29) 8575 3463
郵便番号: 710065

北京東城区支所

住所:北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京　オフィスビル 17 階
Tel: (86-10) 6590 6639
Fax: (86-10) 6510 7030
郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凯華国際中心 39 階
Tel: (86-20) 3885 7515
郵便番号: 510623